

令和7年度第2回大野城市国民健康保険運営協議会（議事録）

1 日 時 令和7年12月24日（水） 午後2時00分～午後3時00分

2 場 所 大野城市役所 本館4階 全員協議会室

3 出席者等

（1）出席委員 8名

（2）欠席委員 2名

（3）出席した職員4名（市民生活部長・国保年金課長ほか）

（4）傍聴者 なし

4 次 第

（1）諮問（令和8年度大野城市国民健康保険税率等について）

市民生活部長より諮問書交付

（2）議事録署名委員の指名

会長より木下委員が指名された。

（3）議 事

令和8年度大野城市国民健康保険税の見通しについて

事務局から配布資料に基づき順に説明

（これまでの本市国保税率の経緯、県による納付金及び標準税率の仮算定結果の説明、次年度に向けた改正の必要性の説明など）

主な質疑等

委 員 住民にとって、物価高など経済的負担の増加は深刻な問題である。そういった要素も考慮して、赤字にならない程度に改定幅を検討してはどうか。

事務局 国保が財政赤字となると、市の一般会計からの赤字補填が必要となり、他の社会保険等に参加する市民との間での不公平感にもつながるため、今後、県からの本算定結果も踏まえて慎重に検討したい。

会 長 県の仮算定による標準税率は応能と応益は50：50か。

事務局 50：50で設定されている。

会 長 本市の標準税率と県全体での平均はどのような状況か。

事務局 算定方式を揃えて比較してみると、本市の標準税率は県全体の

平均に限りなく近いものとなっている。

会 長 すると、今後県内の保険税率の統一がなされたときに、他市よりも影響が少なく、急激な増加にはならないと考えて良いのか。

事務局 そのように考えている。

会 長 介護分については、県全体で標準税率が下がっている。介護保険の給付費用は増大傾向にあるはずだが何故か。

事務局 介護分の対象となる 40 歳から 65 歳未満の被保険者の割合よりも、65 歳以上の被保険者の割合が高いためだと推測している。また、社会保険など他の保険者と比較して 40 歳から 65 歳未満の被保険者の割合が低いことも影響していると想定している。

会 長 次年度、給与所得控除の見直しなど税に関する改正があると思うが、標準税率はそこも加味されているのか。

事務局 加味されておらず、今回お示ししている税率改定による税収増の想定金額のうち、一部はその影響で減となる可能性がある。

会 長 基本的には県の示す標準税率を基準としつつ、本算定結果を受けて改めて 1 月に議論するということでよいか。

事務局 そのとおりである。1 月にまたご協議いただきたい。

令和 8 年度以降の大野城市国民健康保険運営方針について

事務局から配布資料に基づき順に説明

(現行の運営方針は令和 7 年度末の計画期間満了をもって終了とし、次年度以降は、健全な財政状況を維持するため、市の取組状況を報告していく旨説明)

主な質疑等

委 員 医療機関の経営状況が非常に厳しい中、診療報酬の改定(増額)が予定されている。医療費の増大となるため、国保の財政状況にも影響するのではないか。

事務局 影響はあるかと思うが、統一化に向けて赤字補填をすることのないよう、しっかりと財政運営を行っていきたい。

委 員 今回、運営方針は終了することのことだが、運営協議会への報告はどのような形式や名称で行うのか。その際、納税課や健康課との連

携もあるかと思うがどう考えているか。

事務局 取り組むべき項目は引き続き継続していく。国民健康保険に関連する納税課や健康課の取組も含めて、PDCAサイクルを進めていくことが分かるようお示ししたい。

今年度で終了する運営方針の報告も含めて次年度にお示しし、またご意見を頂ければと考えている。

会長 運営方針という計画は終了するが、これまで同様に、健康課や納税課、財政課などと連携をし、PDCAサイクルでしっかりと評価・点検・改善を行いながら進めて頂きたい。

事務局 承知した。

(3) その他

事務連絡